

発達障害等のある幼児児童生徒の キャリア教育Q & A

～高等学校卒業後を見据えた関係機関とつながりを中心に～

発達障害等のある幼児児童生徒の 指導及び支援の充実に関する指針

発達障害等のある子どもたちが

適切な指導と
必要な支援により

自分の長所や強みに気づくことができる子どもに
自分を肯定的に感じることができる子どもに
自分の特性を活かした社会的・職業的自立ができる子どもに



高知県教育委員会
平成23年9月

高知のキャリア教育

子どもたちの社会性自立に向け
高等学校・小・中・高が連携してすすめるキャリア教育



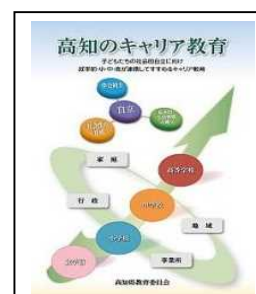
高知県教育委員会

平成25年4月

発達障害等のある幼児児童生徒のキャリア教育について

高知県におけるキャリア教育に関するとらえ方や進め方、方向性については、平成24年3月に高知県教育委員会が全教職員に配付した「高知のキャリア教育（冊子）」で示しています。

その中で、発達段階に応じて、小学校、中学校、高等学校の各学校に期待されている内容については、キャリア教育を通して具体的に実現していくことが大切であり、協調性やコミュニケーション能力、学ぶ意欲といった生涯必要となる力の要素を、集中的に高めていけるような取組が重要です。そして、その実現のために、学力向上、基本的生活習慣の確立、社会性の育成を「高知のキャリア教育を支える3本柱」として、社会的・職業的自立をめざす教育を進めます。



また、発達障害等のある幼児児童生徒の教育については、平成23年9月に、「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針～特別支援教育のいっそうのひろがりをめざして～」(以下「指針」という。)を作成しました。ここでは、下記に示す『指導及び支援の3つの基本方針』を示しており、発達障害等のある幼児児童生徒のキャリア教育については、この指針と、「高知のキャリア教育」の考え方を重ねて取組を推進していくことが重要です。

指導及び支援の3つの基本方針

基本方針1：発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や分かりやすい授業実践力の向上を図ります。

基本方針2：発達障害等のある子どもの支援を校種間でつなぐ仕組みを構築します。

基本方針3：発達障害等のある子どもの特性を活かし、自分らしさを大切にした社会的自立や職業的自立をめざす教育を推進します。

※指針では、上記の3つの基本方針のもと、平成27年度までの5年間に取り組む具体的な施策や達成目標を定めています。

リーフレットについて

このリーフレットは、この指針の基本方針3に基づき、発達障害等のある子どもたちの社会的自立や卒業後の職業的自立めざす教育を推進していくための資料として作成しました。

発達障害等のある子どもたちのキャリア教育をすすめるうえで大切にしてもらいたいことは、子どもの長所や、他の子どもたちには真似できないその子ならではの強みを活かす方向で進めることが必要だと考えています。また、「できる、できない」という子どもの見立てにとどまるのではなく、「どんな指導や支援を行うことで、できるようになったのか」という日々の実践を丁寧に積み重ねていくことが、子どもの「できる」という実感をより促し、キャリア発達につながるという視点を大切にして取組をすすめてください。

Q1 「高知のキャリア教育」を進めるうえで、発達障害等のある幼児児童生徒に対する取組をどう考えればよいですか。


発達障害等のある幼児児童生徒に対しても、キャリア教育の取組やその進め方について何ら変わりはありません。ただし、取組を進める中で、それぞれの障害の特性を理解し、個々に応じた支援は必要になります。

学力向上の面では、ユニバーサルデザインを意識した学級全体への取組とともに、必要に応じて個々に対する支援が必要になります。

対人関係においてつまずきが見られる子どもに対しては、SST（ソーシャルスキルトレーニング）等の取組を通して社会性を育むことが必要です。

また、学校生活の中で認められる経験を重ね、自己肯定感や自己効力感を育む事が、何事にもチャレンジできる意欲につながり、将来の夢に向かう姿勢につながっていきます。

高知のキャリア教育3本柱に関する取組

高知のキャリア教育3本柱	発達障害等のある幼児児童生徒に対する取組
学力向上	<p>① ユニバーサルデザインに基づいた授業づくり 発達障害等のある児童生徒をはじめ、すべての子どもが「わかる」「できる」ように工夫された授業です。 工夫すべき内容としては、「学習環境の工夫」「情報伝達の工夫」「活動内容の工夫」「教材・教具の工夫」「評価の工夫」などがあります。</p> <p>② 個々に対する支援 ユニバーサルデザインに基づいた授業を行うと同時に、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害特性に即した支援が必要な場合があります。</p> <p>※ すべての子どもが「わかる」「できる」授業づくりガイドブック～ユニバーサルデザインに基づく、発達障害等の子どもだけでなく、すべての子どもにもあると有効な支援～（平成25年3月 高知県教育委員会）を参照してください。</p>
基本的な生活習慣の確立	<p>発達障害等のある幼児児童生徒は生活リズムが崩れやすく、それによって心身のリズムも崩れやすくなることがあります。食事をする時間や、寝る時間、起きる時間を一定にし、生活リズムを整えることが大切です。また、様々な日常生活に関する事柄を自分で管理できるようなスキルの獲得も必要になります。</p>
社会性の育成	<p>発達障害等のある幼児児童生徒は場に応じた行動や発言ができにくい傾向があるため、周りの人とトラブルに発展する可能性があります。人間関係や社会生活を円滑にするために、SST（ソーシャルスキルトレーニング）等によって、早期から生活上に必要なスキルを身に付けておくことが大切です。</p> <p>（例） 他者を意識させる取組、あいさつの仕方、話の聞き方、お願いの仕方、分からないことがある時の聞き方 など</p> 

Q2 進路指導と就労支援を進めるうえでどのようなことが大切ですか？

個別の指導計画を活かした進路指導

発達障害等のある子どもたちの社会的自立や卒業後の職業的自立に向けて進路指導を進めていくためには、対人関係や学習についての困難な点だけに焦点を当てるのではなく、子どもたちのもっている長所や強みを生かす方向で考えていくことが必要です。まずは子どもの得意なことや不得意なこと、興味・関心やコミュニケーションの取り方などの特性や子ども自身の希望を十分に理解し取組を進めていくことが大切です。

以上のような取組を効果的に進めていくにあたり、個別の指導計画の作成を通して、一人一人の子どもの特性を理解し、その子どもに適した具体的な支援のあり方について考えていくことが必要です。また、指針の基本方針2に基づき、子どもたちの将来の自立や社会参加を見通し、一人一人の教育ニーズに応じるために保育所・幼稚園等、小学校・中学校、高等学校の校種間で、就学や進学に際して、それまでに積み上げた指導や支援を確実に次に引き継ぐための支援引継ぎシート（例）を作成しています。

このように、発達障害等のある子どもへの支援をめぐることは、個別の指導計画等を有効に活かして日常的な支援を考えることが、どのように生きていくかを支援する進路指導につながってきます。

特別支援学校及び高等学校等における就労支援

障害者の社会参加については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正や「障害者自立支援法」の制定によって就労支援の充実と地域社会の役割が重視されるようになってきました。また、産業構造の変化によって障害のある人の就職先が製造業から流通・サービスおよび事務補助へと変わってきたことから、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、生徒のインターンシップ（企業等での職業体験）への取組を促しています。

また、障害者就業・生活支援センターやハローワークなどの地域の関係機関の協力を得ながら、子どもの在学中からインターンシップを実施していく過程が、子どもや保護者を支援するための地域ネットワークをつくりあげていくことにもつながってくるという視点も必要です。

そのためには、地域の企業や関係機関とインターンシップについて事前の打ち合わせや、事後の反省会を行っていく過程において、子どもへの支援についてのそれぞれの役割分担や具体的な支援内容を明確にするなど、在学中から支援機関と計画的につながることができるような取組を考えていくことが大切です。インターンシップは子どもだけでなく、受け入れ先の企業や関係機関にとっても発達障害等について、学ぶ機会になることが考えられます。

<参考文献>

石隈利紀編著(2013)「よくわかる学校心理学」ミネルヴァ書房

石塚謙二編著(2009).『特別支援教育×キャリア教育』東洋館出版社



Q3 就職をめざしている発達障害等のある生徒に対して、効果的な取組を行うためには、どこの機関に相談すればよいですか。

就職をめざしている発達障害等のある生徒に対して、効果的な取組を進めていくためには、労働、福祉、教育等の様々な関係機関と有機的に連携することが必要不可欠です。

ハローワーク

ハローワークは、国の雇用に関するサービス機関で、職業紹介をはじめ、事業主に対する援助・指導、雇用保険に関する事務等を行っています。

ハローワークは、障害のある方に対して、プライバシーにも配慮した相談助言を行いながら、事業主やその他団体、医療、教育、学校教育機関とも常に連携を取りながら仕事を探してくれる身近な機関です。

【参考】 発達障害を理解するために ～支援者のためのQ&A～

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合職業センター 平成17年

◆高知県内のハローワーク

名 称	ハローワーク高知
郵便番号	〒781-8560
住 所	高知県高知市大津乙 2536 - 6
電話番号/FAX	088-878-5323 / 088-878-5335
名 称	ハローワーク香美
郵便番号	〒782-0033
住 所	高知県香美市土佐山田町旭町 1 - 4 - 10
電話番号/FAX	0887-53-4171 / 0887-53-2291
名 称	ハローワーク須崎
郵便番号	〒785-0012
住 所	高知県須崎市西糺町 4 - 3
電話番号/FAX	0889-42-2566 / 0889-42-256
名 称	ハローワーク四万十
郵便番号	〒787-0012
住 所	高知県四万十市右山五月町 3 - 12 中村地方合同庁舎
電話番号/FAX	0880-34-1155 / 0880-34-4996
名 称	ハローワーク安芸
郵便番号	〒784-0001
住 所	高知県安芸市矢ノ丸 4 - 4 - 4
電話番号/FAX	0887-34-2111 / 0887-35-3474
名 称	ハローワークいの
郵便番号	〒781-2120
住 所	高知県吾川郡いの町枝川 1943-1
電話番号/FAX	088-893-1225 / 088-893-1226

高知障害者職業センター

高知障害者職業センターは、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就職をめざす障害者の方や障害者の雇用を考えている事業主の方を対象に、就職や雇い入れ、もしくは復職や職場定着に向けた支援を行っています。

対象者

障害者手帳を取得している、または発達障害の診断を受けていて、ご自身が障害について理解し、卒業後の就職を目指すにあたり支援を希望されている、原則として卒業学年の生徒。

職業評価～支援計画の策定～

就職の希望や職業評価の結果をもとに、就職して職場に適応するために必要な支援プラン（職業リハビリテーション計画）を策定します。

一人一人に合った就職活動や適切な職業選択が行えるように、また、職場で安定して働き続けられるように相談、助言などを行います

職業準備支援 ～就職に向けてのステップアップ～

相談のうえ、つぎの支援を組み合わせた「個別カリキュラム」を作成し、実施します。

- ① 作業支援（さまざまな作業を通して自分に合った働き方を見つける）
- ② 個別相談（定期的にスタッフと個別カリキュラムの取り組み状況を確認する）
- ③ 講座（求職活動に役立つ知識を身につける）

※期間は相談のうえ、個別に設定します。（2～12週間）

ジョブコーチ（職場適応援助者）支援

障害者の就職や職場定着、事業主の雇い入れや雇用継続のためにジョブコーチが職場に出向いて、障害特性に応じたきめ細かな支援を行います。

支援の開始時期は、①雇用前の職場実習から、②雇用と同時に、③雇用後の3つのパターンがあります。

支援期間は個別に必要な期間を設定します（標準2～3カ月）

本人への支援例

- ◆仕事に適応する（作業効率を上げる、ミスを減らす）ための支援。
- ◆人間関係やコミュニケーションを改善するための支援

【参考】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
高知障害者職業センター ホームページ
http://www.jeed.or.jp/jeed/location/chiiki/39_kochi.html

保護者への支援例

- ◆対象障害者の職業生活を支えるための助言



事業所への支援例

- ◆障害を適切に理解し配慮するための助言。
- ◆仕事の内容や指導方法を改善するための助言・提案

ジョブコーチの支援

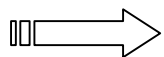
名称	高知障害者職業センター
郵便番号	〒781-5102
住所	高知県高知市大津甲 770-3
電話番号	088-866-2111
E-mail	kochi-ctr@ieed.or.jp

障害者就業・生活支援センター

就職を希望する障害者や在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者等が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている社会福祉法人です。

相談してください

発達障害等のある生徒について、就職に向けた支援が十分にできないとき。



原則、障害者手帳を取得されている方が対象です。しかし、発達障害等の診断がありながら、手帳を取得されていない生徒については別途ご相談ください。

◆高知県内の障害者就業・生活支援センター

名 称	障害者就業・生活支援センター ポラリス (安芸圏域担当)
郵便番号	〒784-0027
住 所	高知県安芸市宝永町 464-1
電話番号	0887-34-3739
E-mail	akishiworkcenter@k3.dion.ne.jp
名 称	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」 (中央東圏域担当)
郵便番号	〒783-0005
住 所	高知県南国市大桶乙 2305
電話番号	088-854-9111
E-mail	you_i_life@ec5.technowave.ne.jp
名 称	高知障害者就業・生活支援センター シャイン (高知市及び中央西圏域担当)
郵便番号	〒780-0935
住 所	高知県高知市旭町 2 丁目 21-6
電話番号	088-822-7119
E-mail	shugyosien.shine@siren.ocn.ne.jp
名 称	障害者就業・生活支援センター きりま (高幡圏域担当)
郵便番号	〒785-0059
住 所	高知県須崎市桐間西 46 番地
電話番号	0889-40-3988
E-mail	s.s.kirima@iaa.itkeeper.ne.jp
名 称	障害者就業・生活支援センター「ラポール」 (幡多圏域担当)
郵便番号	〒787-0010
住 所	高知県四万十市古津賀 1409
電話番号	0880-34-6673
E-mail	rapo-ru@ec5.technowave.ne.jp

ジョブカフェこうち (高知県就職支援相談センター本部、幡多サテライト)

これから、就職しようと考えている人や就職試験を受けようとしている人、フリーターとして働いているけど、「働くこと」「仕事」について、相談したいと思っている人、いろいろな職業に触れる機会をもってみたい人、仕事のことで悩んでいる人、そうした方々が気楽に立ち寄ることのできる場として、若者に対する職業相談や訓練・研修の機会の提供、職業や企業に関する情報提供を行っています。

- ・しごと体験
- ・職業適性検査
- ・就職に関する相談
- ・各種セミナー
(体験型、スキルアップ型等)

名 称	ジョブカフェこうち本部	ジョブカフェこうち幡多サテライト
郵便番号	〒780-0841	〒787-0012
住 所	高知市帯屋町 2 丁目 1-35	四万十市右山五月町 8-13 アピアさつき
電話番号	088-802-2025	0880-34-6860
U R L	http://www.jobcafe-kochi.jp	

こうち若者サポートステーション・高知黒潮若者サポートステーション

地域若者サポートステーションは、高知県教育委員会と連携して、中学校卒業後または高等学校中退後に進路がまだ決まっていない若者のみなさんへ、就学・就労支援を積極的に行っています。

また、個々に合わせたサポートを展開しています。

高等学校進学や、高等学校卒業認定試験合格をめざす

- ◆教員免許を持ったスタッフによる学習支援

その他

- ◆セミナーの実施（ボランティア活動や農業体験、職業体験、スポーツ活動など）

就職をめざす

- ◆キャリアコンサルタントによるキャリア相談
- ◆セミナーの実施（接遇マナー講師によるビジネスセミナー、パソコンセミナーなど）

名 称	こうち若者サポートステーション	高知黒潮若者サポートステーション
郵便番号	〒780-0841	〒789-1931
住 所	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ 4 階	高知県幡多郡黒潮町入野 1984-3
電話番号	088-844-3411	0880-43-2320

サテライト

名 称	南国市サテライト
住 所	南国市駅前町2丁目4-72
電話番号	088-863-5078
開設日時	【火曜日から土曜日】 10:00~18:00

名 称	土佐市サテライト
場 所	土佐市中央公民館 2階資料室
住 所	高知県土佐市高岡町 3451 番地1
電話番号	0880-43-2320
開設日時	【第2(木)】 13:00~17:00

名 称	安芸市サテライト
場 所	安芸市女性の家 図書室
住 所	高知県安芸市矢ノ丸3丁目 12-27
電話番号	0880-43-2320
開設日時	【第1・3(木)】 13:00~17:00

名 称	須崎市サテライト
場 所	須崎商工会議所 2階
住 所	須崎市西糺 4-18
電話番号	0880-43-2320
開設日時	【第1・3(水)、第2・4(土)】 13:00~17:00

高知県療育福祉センター（発達支援部）

対象

- 発達障害のある（疑われる）ご本人やご家族、関係機関および支援者

具体的支援

- 発達支援部では、発達障害者支援法に基づき、発達障害児者及びその家族に対し、専門的にご相談をお受けし、適切な関係機関と連携しながら助言等を行います。
- 関係機関や支援者に対して、発達障害に関する正しい理解と支援の普及啓発を行っています。

名 称	高知県立療育福祉センター 発達支援部（月～金 8:30～17:15）
郵便番号	〒780-8081
住 所	高知県高知市若草町 10-5
電話番号	088-844-1247

高知県教育委員会事務局 特別支援教育課

高等学校課と特別支援教育課が連携し、発達障害等のある生徒も含む障害のある生徒の就職率を高める取組を強化していきます。

高等学校課と特別支援教育課の連携

【高等学校就職アドバイザー】

＜県内高等学校に9名配置＞

- 県内各地域の企業に関する幅広い情報の提供
- 商工労働部雇用政策課、ハローワークのジョブサポーター等、就職に係る労働行政機関との連携による情報の提供

就職アドバイザー会

↓
日常的な情報交換による生徒の適性と仕事のマッチングを図り、就職率の向上をめざす。

【特別支援学校就職アドバイザー】

＜県立知的障害特別支援学校5校に2名配置＞

- 発達障害等を含めた障害等のある生徒の特性を踏まえた就労支援について
- 障害保健福祉課就労支援チーム、障害者職業センター、障害者就業・生活センター等の障害者の就労に係る専門機関との連携による情報の提供

巡回相談員派遣事業

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導及び支援を行うため、専門的な知識や経験を有する相談員を派遣します。

※近年、高等学校では、発達障害等のある生徒の進路指導に関する相談の依頼も増えてきています。

名 称	高知県教育委員会事務局 特別支援教育課
郵便番号	〒780-0850
住 所	高知県高知市丸ノ内1丁目7-52
電話番号	088-821-4741
E-mail	311001@ken.pref.kochi.lg.jp